

四国電力株式会社伊方発電所第1号機の工事計画の届出についての確認結果

(届出の概要)

1. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称：伊方発電所

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町

2. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力： 2, 0 2 2, 0 0 0 k W

第1号機： 5 6 6, 0 0 0 k W (今回届出分)

第2号機： 5 6 6, 0 0 0 k W

第3号機： 8 9 0, 0 0 0 k W

周波数： 6 0 H z

3. 届出範囲

放射線管理施設

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

4. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事（放射線管理設備）

内容：固定式周辺モニタリング設備の改造（空間放射性じんあい濃度計測用検出器の変更）

5. 届出理由

モニタリングステーションの空間放射性じんあい濃度を計測する装置の老朽化に伴い、検出器をGM管から耐久性に優れるプラスチックシンチレーションへ変更する。

なお、本工事計画は、本工事の着手前に電気事業法に基づく工事の計画の届出を必要としていたが、実際には届出が行われなかったことに対して、原子力規制庁より工事の計画の届出の手続きを速やかに行うよう指導を行い、届出があったものである。

(確認概要)

1. 確認内容

今回の届出に係る工事計画届出書本文、添付資料及び添付図面にに基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第3項第1号に規定する要件である許可等を受けたところによるものであること、同項第2号に規定する技術上の基準である「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）」（以下、「技術基準規則」という。）に適合するものであること、同項第3号に規定する技術上の基準である「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号）」（以下、「品質管理等技術基準規則」という。）に適合するものであることを確認した。

- ・技術基準規則第34条（計測装置）第1項第13号について、固定式周辺モニタリング設備のモニタリングステーションのうち当該工事で変更した空間放射性じんあい濃度を計測する検出器は、周辺監視区域に隣接する地域における放射性物質の濃度を計測するものであり、検出器の計測範囲の下限はバックグラウンド値も計測できるようにし、上限は既設検出器の計測範囲と同等としていることから規定に適合する。
同条第3項について、当該計測装置を設置するモニタリングステーションは、非常用所内電源である非常用母線に接続していることから規定に適合する。
同条第4項について、当該計測装置の計測する情報は、モニタリングステーションにおいて必要な情報を現場に表示し、記録・保存することができることから規定に適合する。
- ・設計及び工事に係る品質管理の方法等について、当該工事は品質管理等技術基準規則の施行前である平成24年1月から6月の間に施工しているため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」を適用規格として策定した伊方発電所原子炉施設保安規定第3条（品質保証計画）に基づき、品質保証活動を実施していた。なお、平成25年7月8日付施行の同規則で追加された要求事項のうち当該工事に該当する事項は、調達管理に関する事項のうちの調達物品等の不適合の報告及び処理に係る事項、安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項、調達物品等の供給者に対する調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書の提出要求に係る事項であり、当該工事に係る調達文書で供給者に要求していたことから規定に適合する。

2. 処理意見

本工事計画は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第3項の規定に適合しているものと認められる。

また、電気事業法第112条の3第2項の規定に基づき同法第47条第3項第1号に規定する技術基準である「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）」の要件に適合しているものとみなすことができる。なお、電気事業法第47条第3項に規定される事項のうち、第1号の原子力安全に係る事項を

除く事項及び第2号～第4号の電気の安定供給や環境の保全に係る事項については、所管の経済産業省において、別途、確認が行われている。